

4011 日チリ経済連携協定に係る輸入貨物の関税撤廃

日チリ経済連携協定では、附属書一で具体的な譲許の内容を定めています。日本側における即時関税撤廃、段階的引下げによる関税撤廃・削減、関税割当等の譲許の区分については、附属書一第一部の「一般的注釈」で規定しています(参考1)。また、再交渉、関税割当、均等な関税引下げ等の詳細なスケジュールについては、附属書一第二部の「日本国の表についての注釈」で規定されています(参考2)。

(参考1：一般的注釈)

表4欄	内容	備考
A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引下げにより、基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n=5, 7, 10, 12, 12*, 15, 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から均等な関税の引下げにより削減	段階的関税引下げ品目 対象品目：ワッフル及びウエハー、落花生の調製品の一部 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当を設定	対象品目：牛肉、牛のくず肉、豚肉、鶏肉、トマトピューレー・ペースト
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

(参考2：日本国の表についての注釈)

表5欄	内容
1	(牛肉)関税割当の条件(割当数量:1年目1,300トン→5年目4,000トン、枠内税率:1、2年目34.6%、3~5年目30.8%)
2	(豚肉)関税割当の条件(割当数量:1年目32,000トン→5年目60,000トン、枠内税率:部分肉の従価税部分2.2%、加工品の従価税部分4.3%等)
3	(牛のくず肉)関税割当の条件(割当数量:1年目600トン5年目750トン、枠内税率:1、2年目11.5%、3~5年目7.6%等)
4	再交渉の時期(協定発効後5年目):オレンジ、あわび等
5	(鶏肉)関税割当の条件(割当数量:1年目3,500トン→5年目5,500トン、枠内税率:1、2年目10.7%、3~5年目8.5%)
6	再交渉の時期(協定発効後3年目):チーズの一部
7	均等な関税引下げ税率:ワッフル及びウエハー
8	(トマトピューレー・ペースト)関税割当の条件(割当数量:1年目3,700トン→5年目5,000トン、枠内税率:無税)
9	均等な関税引下げ税率:落花生の調製品(砂糖を加えたもの)の一部
10	均等な関税引下げ税率:落花生の調製品(その他のもの)の一部
11	均等な関税引下げ税率:ボトルワイン

日・チリの関税譲許に係る関連条文

- ・日本の表(協定附属書一第一部及び第二部)(和文)
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf
- ・日本及びチリの表(協定附属書一第一部、第二部及び第三部)(英文)
<http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf>